

平成24年12月4日(火)

第 2,450 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

#### 次 目

## 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業 (高齢者福祉課) 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出(2件) (中小企業課) 2 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出 廃川敷地等の発生 Ш (河 課) 6 【公告】

都市計画事業の認可 (都市計画課) 6

## 【正 誤】

平成24年11月26日付け島根県報第2,447号中 (森林整備課)

# 告示

#### 島根県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コスモス	通所介護	デイサービス グッド	島根県出雲市塩冶善行町14	平成24年11月22日
	介護予防通所介護	ライフ	番地3	

#### 島根県告示第666号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス出雲平田店 出雲市平田町字薮崎1647番3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年7月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,615平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数 50台(建物西側及び南側)
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数

16台 (建物南側)

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積 50平方メートル(建物西側)
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.01立方メートル (建物内西側)

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後10時00分まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 2箇所(建物敷地西側)
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 2 届出年月日

平成24年11月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課(島根県出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により 次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス斐川店 出雲市斐川町上庄原字馬役1478番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年7月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1,659平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数

60台 (建物北側及び東側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

20台 (建物敷地東側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 50平方メートル(建物北側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.3立方メートル (建物内西側)

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前10時00分から午後10時00分まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所(建物敷地北側及び東側)
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 2 届出年月日

平成24年11月22日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所出雲市産業観光部産業振興課(島根県出雲市今市町70)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第668号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。 平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 33,498平方メートル

(本館: 22,990平方メートル、東館: 10,508平方メートル)

(変更後) 35,636平方メートル

(本館: 22,990平方メートル、東館: 10,508平方メートル、ゼビオ館: 2,138平方メートル)

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 2,650台

(変更後) 2,535台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 408台(本館:253台、東館:155台)

(変更後) 450台 (本館:218台、東館:190台、ゼビオ館:42台)

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 489平方メートル

(本館:340平方メートル、東館:149平方メートル)

(変更後) 559平方メートル

(本館:340平方メートル、東館:149平方メートル、ゼビオ館:70平方メートル)

オ 廃棄物棟の保管施設の位置及び容量

(変更前) 341.7立方メートル

(本館:193.2立方メートル、東館:148.5立方メートル)

(変更後) 352.2立方メートル

(本館:193.2立方メートル、東館:148.5立方メートル、ゼビオ館:10.5立方メートル)

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社イズミ:午前9時00分から午後11時00分まで

その他 : 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 株式会社イズミ:午前9時00分から午後11時00分まで

ゼビオ株式会社:午前10時00分から午後9時00分まで

その他 : 午前10時00分から午後10時00分まで

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)全て :午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) ゼビオ館:午前9時30分から午後9時30分まで

上記以外:午前8時30分から午前0時30分まで

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)全て :午前6時00分から午後8時00分まで

(変更後) ゼビオ館:午前8時00分から午後8時00分まで

上記以外:午前6時00分から午後8時00分まで

ケ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 20箇所

(変更後) 22箇所

(4) 変更の年月日

平成25年7月23日

2 届出年月日

平成24年11月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第669号

都市計画道路元町中の島線整備事業の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
  - 一級河川斐伊川水系新悪水川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年12月4日

3 廃川敷地等の位置

出雲市平田町字灘町955番3地先から同町字中本田2843番4地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 331.64平方メートル

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示(平成24年中国地方整備 局告示第145号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成24年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - 松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)道路事業3・6・53号揖屋馬潟線
- 2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 島根県松江市東出雲町揖屋地内
  - (2) 使用の部分 島根県松江市東出雲町揖屋地内

_	誤
正	=1=
	ロ 大

平成24年11月26日付け島根県報第2,447号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第641号中	雲南市大東町下久野1097-7	雲南市大東町下久野1091-7